

安 全 の 手 引 き

令和 7 年 1 月

在チェンナイ日本国総領事館

目 次

I . はじめに	・ ・ ・ 2	III 緊急事態対処マニュアル	・ 1 5
II . 防犯の手引き	・ ・ ・ 2	1 . 平素の準備と心構え	・ ・ 15
1 . 防犯の基本的な心構え	・ ・ 2	(1) 連絡体制の整備	
2 . 最近の犯罪等発生状況	・ ・ 2	(2) 一時避難場所及び緊急避難先	
3 . 防犯のための具体的注意事項	・ 4	(3) 緊急事態における携行品等、 非常用物資の準備	
(1) 居住地区及び家屋の選定		2 . 緊急時の行動	・ ・ 16
(2) 住居の警備		(1) 基本的心構え	
(3) 外出時の安全対策		(2) 情勢の把握	
(4) 生活上の安全対策		(3) 総領事館への通報	
(5) 侵入犯罪対応要領		3 . 国外への退避	・ ・ 17
(6) 撮影禁止区域でのカメラ等 の使用		(1) 所在の通報	
4 . 交通事情と事故対策	・ ・ 9	(2) 退避勧告が発出された場合	
(1) 当地交通事情		(3) 退避のための集結	
(2) 事故抑止対策		4 . 緊急事態に備えたチェック リスト	・ ・ 17
(3) 事故発生時の措置		(1) 旅券等	
(4) 注意すべき点		(2) 現金、貴金属、預金通帳等～	
5 . テロ・誘拐対策	・ ・ 12	(3) 自動車の整備	
(1) 犯行を防ぐための基本方針		(4) 携行品の準備	
(2) 事件発生時の初動措置		IV . おわりに	・ ・ ・ 1 8
6 . 緊急連絡先	・ ・ 14	付録	
		1 . 緊急事態に備えて	・ ・ 19
		2 . 交通事故通知書	・ ・ 20

I. はじめに

南インドの治安は比較的良好、住民の人柄も穏やかと言われていますが、殺人、強盗等の凶悪犯罪は毎日のように発生しています。また、交通死亡事故の発生も多く、適切な注意を怠ると決して安全に生活できないのが実情です。海外において「安全」を確保するためには、皆様の意識的な努力と注意が必要不可欠です。

総領事館では、関係者の協力を得つつ、皆様が安心して生活できるよう情報提供等に努めていますが、皆様におかれましても、日本とは状況が異なる海外で生活していることを再度認識していただき、「自分の身は自分で守る」ことを基本に、安全対策に努めて下さい。

この手引きは、南インドに在留している日本人の方々が安全に生活するために必要と思われる基本的な事柄を取りまとめたものです。皆様の安全対策の一助にいただければ幸いです。

II. 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

日本人が事件・事故に巻き込まれた際は、基本的には当国政府が対応する責任を負いますが、実際には日本と同様の適切な措置は期待できないことが多く、逆に不適切な対応を受ける可能性もあります。

当地で安全に生活するためには

- (1) 「自分の身は自分で守る」という習慣を身につけること
- (2) 「目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない」の意識をもって生活すること
- (3) 「予防」は最大の危機管理。そのための努力と経費は惜しまないことが肝要です。「悲観的に準備し、楽観的に行動する」という危機管理意識を持ち、治安情勢等に関する様々な情報が得られるようなネットワーク作りを心掛けましょう。

2. 最近の犯罪等発生状況

(1) テロ

ア 過去、当地においては、1997年から98年にかけて、宗教・民族間の対立による爆破テロ事件が発生し、多くの死傷者が出ました。当時のテロの攻撃対象は、インドを象徴する建造物、大勢の人々が集まる場所、対立する民族居住地区で発生したもので、外国権益を直接狙ったものではありませんでした。しかし、2008年11月に発生したムンバイ同時テロ等、最近のインド国内のテロ発生状況を見ると、外国人が巻き込まれてもおかしくない公共交通機関、宗教施設、市場等で発生しています。

イ 南インドにおいては、2022年10月23日にタミル・ナド州コインバトール市において、ガスボンベの爆発により1人が死亡する事件が発生しました。また、2023年10月29日にケララ州コチ市の近郊で「エホバの証人」の集会場に複数の爆弾が仕掛けられ、爆発により3人が死亡、50人以上が負傷する爆弾テロ事件が発生しました。治安当局の発表によ

れば、同事件ともイスラム過激派支持者によるテロ事件とされています。
ウ テロ攻撃を企図した等の疑いで南インドの各地でイスラム過激派支持者等が逮捕されています。今後も当地においてテロ事件が発生する危険性は排除できませんので、常に警戒心を保持する必要があります。

エ さらに、各州境の森林地帯では、共産主義過激派グループ「マオイスト」が治安部隊と衝突する事案が度々発生しており注意が必要です。

(2) 緊急事態

ア 南インドの政情は比較的安定しているといえますが、地域によっては、それぞれが抱える固有の問題等から大規模な暴動事案に発展するなど、治安情勢に影響を与える事件が発生しています。2017年1月、チェンナイ市内においてジャリカットゥ（タミル・ナド州の伝統的牛追い祭り）禁止に対する抗議集会の参加者の一部が暴徒化、警察部隊に対する投石及び警察車両への放火等を行い、警察官70名を含む160名以上が負傷しました。また、2019年1月、ケララ州所在のヒンドゥー教寺院の女性参拝禁止の慣例をめぐり、ケララ州各地で抗議行動が行われ、警察官を含む負傷者が発生、745名が身柄拘束され、1名が投石によって負傷し、その後死亡しました。

イ インドでは全国的に、政党間・カースト間の争いが加熱し、大規模な騒擾状態になることが多く、政治・治安情勢について常に注意する必要があります。南インドでも時としてカースト間の対立が発生し、治安機関を巻き込んだ騒動となり、更に大規模化、過激化することがあります。今後もこのような住民間のトラブル等から暴動が加熱し騒擾状態に発展する可能性も排除できず注意が必要です。また、様々な理由から「バンドゥー」と呼ばれるゼネラルストライキが時折発生し、会社、商店、学校などが閉鎖されることがあります。この「バンドゥー」は、比較的平穏に行われておりますが、場所によっては投石や暴動を伴うこともあるので注意しなくてはなりません。

ウ 南インドでは、例年10～12月の北東モンスーン期にサイクロンや熱帯低気圧が発生し、各地で大雨、強風等による大きな被害をもたらすことが多く、自然災害にも注意が必要です。チェンナイ市においても同時期はライフラインの断絶、交通機関の麻痺、道路・住宅の冠水といった被害が発生しています。特に2015年12月にはチェンナイ空港が10日間に亘り閉鎖、2023年12月には大型サイクロンの影響によりタミル・ナド州、アンドラ・プラデシュ州で大規模な浸水被害が発生、2024年9月にはアンドラ・プラデシュ州及びテランガナ州で大雨による地滑りが発生しました。また、ケララ州においては西ガーツ山脈等の地形の影響等によりモンスーンシーズンが異なり、例年6月～7月、9月に大雨による自然災害に注意が必要です。2024年7月には、ケララ州ワヤナドにおいて大規模な土砂崩れが発生し、死者及び行方不明者は300人を超えました。

(3) 一般犯罪

南インドの一般犯罪については増加傾向にあります。また、南インドの主要都市においては、殺人、強盗等の凶悪事件が日常的に発生していることから注意が必要です。特に、スラム街では凶悪犯罪、薬物売買等が横行しています。このような地域で起こっている犯罪は必ずしも統計の上では表われて

いせんので、実際はもっと多くの犯罪が発生していると考えられます。次に挙げるのは主要都市でよく見られる犯罪手口です。

○ ひったくり

オートバイに乗った者が、歩行者等から携帯電話、ネックレス等の装飾品、ハンドバッグ等をひったくるケース、または銀行から預金を引き出した人の後をつけてカバン等を奪取するケース等があります。

○ すり

繁華街や観光地、公共交通機関内等の混み合った場所で、ズボンの後部ポケットやバッグ内から財布や旅券がすり盗られるケースがあります。

また、複数の子供が菓子や土産物購入を持ちかけてきて、気を取られている隙に別の子供に貴重品を盗まれるケースもあります。

○ 置き引き

飲食店や会議場等において、短時間離席した際に座席に置いてあるバッグ等を盗むケース、また列車等において乗客が眠っている最中にその所持品を盗むケース等があります。

※ ひったくり、すり、置き引きは誰もが被害者になる可能性の高い犯罪です。貴重品は身体から離さず、その所在を常に意識するよう心がけて下さい。貴重品が在中したバッグ等は開閉部をファスナーやボタン等で確実に閉め、歩行時は車道の反対側にたすき掛けにした上で把持する等、隙を見せないことが重要です。

○ 訪問盗

電気検針、ケーブルテレビの加入、配管工事等を口実に訪問し、家人や使用人の隙をうかがい、玄関付近に置いてある金品等を盗み取ります。

○ 睡眠薬強盗

名所・旧跡或いは町中で、親切げに話しかけ、言葉巧みに睡眠薬の入った飲み物や食べ物を勧めます。睡眠薬は強力なものが多く、ほとんどの人が数分で意識を失い、その隙に現金等を奪取します。

また、昨年6月にはタミル・ナド州中部カラクリチ県において、密造酒の飲酒により50人以上が死亡する事件が発生しています。酒類は必ず、州政府に認定された正規販売店で購入してください。

タクシー・オートリキシャー運転手による料金詐欺も日常的に発生しています。運転手の中には、日本人居住者や観光客を狙って、法外な料金を請求したり、目的地前で停車し、目的地到着のためには更に追加料金を求めたりするなど、悪質な事案が頻発しています。流しのタクシーやオートリキシャーは使用せず、信頼できるドライバー又はアプリを利用した配車依頼を行い、事前に料金を確認した上での利用が重要です。

3. 防犯のための具体的注意事項

(1) 居住地区及び家屋の選定

ア 環境の把握

住居の周辺や環境を入居前に確認することが肝要です。スラム街からアクセスが容易である地域は危険度が高いので避けた方がよいでしょう。また、商業地区や暴動・デモ等の活動拠点となりやすい大通り、広場、公園の付近は避けたほうがよいと考えられます。

一般的には政府要人、企業幹部、外国人が多く住む高級住宅地のような

安全な地域を選んだ方が安心でしょう。

また、２０１５年１２月及び２０２３年１２月にタミル・ナド州やアンドラ・プラデシュ州で発生した大規模水害の際は、多くの地域で道路が冠水し、住居が水没しました。住居を選定する際は、低地を避け、当時の洪水による被害の有無をあらかじめ確認することも一つの方法です。

イ 家屋の選択

集合住宅（アパート）と独立家屋（一軒家）の比較については、一般的に集合住宅の方が住居の警備・安全面で優れていると言われています。独立家屋の場合は、周囲全てを警戒しなければならないのに対し、３階以上のフロアにある集合住宅は外部から侵入しにくく、警備対策も出入口部分（建物の出入口、自宅の出入口、主寝室の出入口）に重点を置くことで対応できます。ただし、当地における集合住宅の場合、火災・地震等災害に対する安全が十分に確保されているとは言い難いので、建物の堅牢性や避難経路、消火設備能力を精査する必要があります。

独立家屋の場合は、警備員を雇用する必要がありますが、住居における犯罪には、警備員等が関わっているケースもみられるので、全面的に信用することは避け、注意を怠らないようにしましょう。

（２）住居の警備（チェックリスト）

一般的には、第１次（外塀・フェンス）、第２次（玄関ドア・窓）、第３次（主寝室ドア）の３つの防衛線を設けるようにしましょう。この際、それぞれの防衛線上における注意事項は次のとおりです。なお、不具合箇所がある場合やインターフォンの設置を依頼する場合、必ず契約前に工事を完了させるよう求め、工事が完了したのを確認してから契約を行うようにしてください（入居後に工事するとの口約束は反故にされます）。

ア 第１次防衛線

<外塀>

- ・外壁の高さ、材質、堅牢性は十分あるか。
- ・外壁の上に有刺鉄線、忍び返し、ガラス片等の障害物を設けているか。
- ・外壁から直接住居の２階及び屋根に忍び込める構造になっていないか。
- ・鉄条網、照明設備、侵入警戒装置等の防犯機器はあるか。

<門扉>

- ・周辺に賊が身を潜める木々はないか。
- ・門扉にしっかりとした錠前が備え付けてあるか。
- ・門扉周辺の照明設備は十分か。
- ・インターフォン等来訪者の確認手段はあるか。
- ・部外者が往来できない門扉になっているか。
- ・出入口が管理人又は警備員により管理されているか。
- ・夜間における出入の管理は万全か。

<駐車場>

- ・住宅敷地内にあるか。
- ・歩行者用出入口と車両用出入口が区別されているか。
- ・照明を含め駐車場内の視認性は確保できるか。
- ・守衛等により出入りのチェックがなされているか。

<庭>

- ・庭及び建物外周に照明設備はあるか。

- ・ 2 階又は屋根に忍び込める構造物はないか。
- ・ 2 階に侵入できるような梯子等が放置されていないか。

イ 第 2 次防衛線

< 玄関扉 >

- ・ 扉及び扉枠は頑丈か。(金属製又はスチール製。木製なら 5 センチ以上)
- ・ 扉には二つ以上の錠前があるか (できれば鍵は入居時に取替るとよい。)
- ・ ドアチェーン、門が設置されているか。
- ・ 覗き穴、インターフォン等来訪者の確認手段はあるか。
- ・ 扉周辺に賊が手を伸ばし扉の取手を開錠されるような窓はないか。

< 窓 >

- ・ 窓枠は頑丈か、鉄格子が取り付けられているか。
- ・ 天窓、トイレの小窓、クーラー取り付け部分にも鉄格子があるか。
- ・ 鉄格子の強度は、取り外し、押し曲げ、切断が不可能な強度か。
- ・ 緊急脱出の際、内側から開閉可能な鉄格子はあるか。

< 建物 >

- ・ 建物の構造は堅牢か (鉄筋コンクリート等)。
- ・ 屋根、床から侵入されない構造になっているか (壁が屋根裏、床下まであるか)。
- ・ 建物内部に警報装置はあるか。
- ・ 建物周囲に暗がり、死角となる場所はないか。

ウ 第 3 次防衛線

- ・ 入口扉及び扉枠は頑丈か。(第 2 次防衛線より強固な鉄製扉が望ましい)
- ・ 頑丈な錠前が備え付けられているか。
- ・ 壁、天井、床、窓枠、鉄格子の強度は十分か。
- ・ 外部への連絡手段はあるか。
- ・ 非常用の懐中電灯、ラジオ、電池、医薬品等は常備されているか。

(3) 外出時の安全対策

ア 夜間の歩行、裏通りの通行はできるだけ避けましょう。また、インドでは女性を狙った犯罪が高い水準で発生しています。女性の一人歩き、肌を露出した服装での外出は犯罪を誘発する恐れがありますので避けましょう。

イ 現地の人々に対しては、公衆の面前で罵倒したり、恥をかかせたりしないようにしましょう。当地の人々は体面を重んじるので、人前で辱めを受けた場合には逆上し、暴力沙汰に発展することもあり得るので注意が必要です。

ウ 大金は持ち歩かないようにしましょう。また、ズボンの後ポケットに財布を入れたり、むやみに人前で財布を出したり、財布の中が見えるような方法で現金を扱うことは避けてください。

エ ハンドバックは車道側の肩に掛けないようにしましょう。特に人混みを歩く場合はハンドバックに手を掛けておくようにしましょう。

オ 観光地等で言葉巧みに話しかけてくる者がいた場合、自分は狙われていると考えて注意し、相手の誘いに乗らないようにしましょう。特に日本語で話しかけてくる者には男女問わず注意しましょう。

カ 被害に遭った場合は、生命を守ることを第一に考えて、不必要な抵抗はしないようにしましょう。また、被害を最小限に止めるために、クレジッ

トカードを入れた財布と、ある程度の現金を入れた財布の二つを持ち歩き、強盗に遭った場合に後者の財布を渡すようにしましょう。

キ 賊に襲われた場合、不用意に上着やズボンのポケットに手を入れると、拳銃やナイフを取り出すものと誤解され攻撃されるおそれがあるので、両手をゆっくりと上げ、相手に抵抗する意思がないことを理解させましょう。

ク 犯人の特徴を覚えようとして顔を直視し過ぎると最悪の場合、口封じのため殺害されるおそれがあります。犯人に近づかないようにし、顔を見ずに足元を見るようにしましょう。事後の捜査より現在の危険を回避することが最優先です。

(4) 生活上の安全対策

ア 近隣者対策

(ア) 隣人と良好な人間関係を構築し、隣人がどのような人物かを知っておくことが有効です。

(イ) 最寄りの邦人宅の位置、連絡方法を確認しておきましょう。

イ 訪問者対策

(ア) 訪問者に対しては、玄関ドアの覗き穴から身元を確認し、アポイントなしの来訪者の場合は不用意にドアを開けることなく、閉鎖した状態若しくはチェーンをかけた状態で対応しましょう。

(イ) 親しい友人であっても、見知らぬ人が一緒の時や非常識な時刻の訪問は、同伴者に不審点はないか、付近に不審者がいないかを確認しましょう。

(ウ) 侵入窃盗常習犯等が下見（在・不在）を兼ねて来ることもありますので、物売りや依頼をしていない電話・水道・ガス等の工事人が来た場合は、ドア越しに来訪の用件と派遣元の電話番号を聞き、聴取した連絡先に用件を確認してから室内へ招き入れるようにしましょう。

ウ 使用人対策

(ア) 使用人を雇用する際は、身元調査を必ず行うようにしましょう。警察からの無犯罪証明書（POLICE VERIFICATION REPORT）を提出してもらうのも一つの方法です。雇用は一般公募等によらず、信頼できる人に紹介してもらう方がよいでしょう。

(イ) 使用人や警備員が犯罪に関わっているケースもあるので、常日頃から使用人や警備員の態度、言動の変化等に注意して下さい。

(ウ) 使用人の目に触れる場所に貴重品や現金を不用意に放置しないのはもちろんのこと、貴重品の保管場所を知られないようにして下さい。

(エ) 使用人の管理・指導が極端に甘くなったり、逆に厳しすぎたりすると、使用人の規律が緩んだり、恨まれることがあるので、現地事情に詳しい邦人等からアドバイスを受け、適切な指導を行いましょう。

(オ) いくら家主が注意しても使用人が不用心では警備対策上意味がないので、使用人には、来訪者に対する警戒、電話応対時の注意、家主が不在の場合の応答要領等について徹底して指導しておきましょう。

エ 家族への防犯指導

(ア) 最近発生した事件に関する情報を入手し、犯罪の概要や教訓事項について、ご家族に対しても機会あるごとに注意を喚起しましょう。

(イ) お子さんに対しては、通学路の安全確保を主眼に、出来るだけ、学校への送迎は親自らが責任を持って行い、使用人や運転手に任せることが

ないようにしましょう。

オ 郵便物対策

予期せぬ郵便物が配達された場合には、その品物を扉の外に置かせ、送り状はチェーンを掛けたままサインしましょう。宛先は、自宅でなく勤務先にする方が良いでしょう。また、次に掲げる不審な荷物は、内包物の確認を避け、不審点が解明されるまで受け取らないようにしましょう。

- (ア) 差出人の氏名又は住所が記載されていない
- (イ) 宛先の住所が誤って記載されている、或いは誤字がある
- (ウ) 普通の郵便と重量に違和感がある
- (エ) 差出人が未知の人物である

カ 電話対応留意事項

- (ア) 電話は主寝室の他に居間等その他の部屋に2箇所以上設置するのが望ましいでしょう(可能であれば別々の回線で一本は秘匿とする)。また、電話機の側にはメモと筆記具の他、警察、消防、病院等の緊急連絡先リストをお子さんでもわかる場所に貼付しておくとい良いでしょう。
- (イ) 自宅の電話番号は、名刺、電話帳等には掲載しないようにしましょう。住所や電話番号については必要な人以外には教えないようにするとともに、日本人会名簿や緊急連絡網の保管には十分気をつけましょう。
- (ウ) インド人は電話をかけた方が「おまえは誰だ」と聞いてくるのが通常です。知らない番号から電話がかかってきた時は自分からは名乗らず相手に話させるようにし、名前、用件を先に聴取しましょう。少しでも不審を感じたら、「間違い電話」である旨告げて電話を切りましょう。
- (エ) 家族や使用人に対しては、よほど相手が確かでない限り、電話の相手方には、こちらのスケジュールを教えないよう指導するとともに、電話の内容が不明確な場合には、「後で主人が電話する」と言って相手の電話番号を聞く等の電話対応要領を徹底しましょう。

キ 鍵の保管

- (ア) 鍵は必ず携帯することを習慣づけ、紛失を恐れて玄関周辺に隠すことは絶対にしないで下さい。
- (イ) 新たに入居する際は、玄関等重要な部分には新しい鍵に交換する位の用心が必要です。また、門、チェーン錠等二重三重の防犯施錠設備を取り付けましょう。
- (ウ) 玄関の鍵は、本人とこれを必要とする家族のみが持つようにし、安易に使用人に貸与することのないようにしましょう。また、車両の鍵についても運転手に任せきりにすることなく、一日の運転業務が終了したら確実に車両鍵を返還させるように徹底させましょう。

ク 長期旅行対策

- (ア) 住居の鍵を信頼できる知人に預け、時々住居の状況を点検してもらうことが防犯上良いでしょう。使用人に鍵を預け住居の点検をさせることは使用人がよほど信頼できる場合のみに限るべきでしょう。
- (イ) 休暇中の日程、緊急時の連絡は、会社の同僚や信頼できる知人にのみに教えておきましょう。

(5) 侵入犯罪対応要領

ア 住居内での対応

- (ア) 第1次防衛線内に賊が侵入してきた場合

- ・防犯ベル、警報機等を使用して賊を追い払うようにしましょう。
 - ・夜間は第3次防衛線(避難室)を除き屋内の照明を点灯させましょう。
 - ・賊が完全に退散したのを確認するまでは、不用意に屋外に出ないようにしましょう。
 - ・家族全員を第3次防衛線内に避難させ、電話等により助けを求めましょう。
- (イ) 第2次防衛線内に賊が侵入してきた場合
- ・賊が第2次防衛線内に侵入してきたら、家族全員を第3次防衛線内に避難させ、しっかりと施錠し、電話等の他、あらゆる連絡手段を用いて警察及び関係機関に助けを求めましょう。
 - ・第3次防衛線内から様子を見て、賊が屋外に出たところをみて防犯ベル、警報機を鳴らしましょう。
 - ・賊が第3次防衛線内への侵入しようとする場合には、大声を出して賊を威嚇するとともに、脱出口から避難し安全な場所に身を隠しましょう。
 - ・脱出できない場合には、室内の照明をお互いの顔が確認できない程度の明かりにし、お子さんはベッドの下やクローゼットの中に隠しましょう。
- (ウ) 第3次防衛線内に賊が侵入してきた場合
- ・賊が第3次防衛線内に侵入してきた場合には、絶対に抵抗することなく両手を上げ無抵抗の意思を示しましょう。
 - ・要求されていないのに金品を渡そうとして引き出しを開けるなど突飛な行動は慎みましょう。
 - ・賊に近づかないようにし、できるだけ賊の顔も見ないようにしましょう。
 - ・金品を要求された場合は、予め準備しておいた現金等をゆっくりと冷静に渡すようにしましょう。
 - ・準備した現金より多くの金品を要求された場合は、冷静に「ない」と答え、場合によっては身につけている時計、指輪を渡すようにしましょう。
- イ 留守中に被害にあった場合の措置
- (ア) 帰宅時に家に入られた形跡や不審な点がある場合は、先に警備員に連絡して中を見てもらい、その後自ら確認するようにしましょう。
- (イ) 家が荒らされた痕跡があり、犯人が退去したことが確認できる場合は、警備員を外に出して、証拠保全のため現場をそのままの状態にしておくとともに警察に通報しましょう。
- (ウ) 帰宅時、「おかしい」と思った際、ただちに確認に行くことは、犯人と鉢合わせとなる可能性があり、このような場合には犯人から危害を加えられる可能性が高いので、直接確認に行くことは避け、様子を見るようにしましょう。
- (6) 撮影禁止区域でのカメラ等の使用
- 軍・警察関連施設、港湾、空港でのカメラ・ビデオの撮影は控えてください。過去、軍施設の写真を撮影していたため警察に拘留された方もいますので、くれぐれも注意してください。

4. 交通事情と事故対策

(1) 当地交通事情

当地の道路には、自転車、バイク、乗用車、トラック、バス、オートリキシャが走行する他、郊外では馬車、牛車、山羊、牛等が歩行しています。一般的に当地のドライバーは運転知識・マナーが極めて悪く、車検制度や交通規制・対策も不十分であることから混乱を極めています。

特に夜間は無灯火のバイク・自転車の他、飲酒運転やスピード違反の大型トラック、タンクローリーが走行しており、危険な交通事情になっています。

こうした状況では、こちらがいくら注意したとしても、相手側が注意しない限り、未然に交通事故を防ぐことは困難です。当地における交通事情を十分理解することが重要です。また、交通事故が起きた後にパニックに陥った被害者や関係者が暴徒化し、これに周囲の群衆が加わり、外国人が集中的に暴行を受けるというケースも考えられます。

日頃から交通事故に対する抑止対策を念頭に置き、万一事故に遭遇した場合は、安全且つ適切な対応が迅速に行えるようにしましょう。

(2) 事故抑止対策

ア 自分で運転するのは、緊急な用件以外できる限り避け（休日等比較的交通量の少ない日の外出を含め）、現地人の運転手を雇うようにしましょう。

イ 自家用車や勤務先の車両が使用できない場合もオートリキシャ等横転しやすい車の利用は避けるようにしましょう。また、交通事故とは異なりますが、夜間の外出、女性の一人歩きは強盗、性犯罪被害にあう可能性も高くなるので、特に避けるようにしましょう。

ウ 走行中は全てのドアを内側からロックし、窓は閉める或いは僅かな隙間だけを開けるようにしましょう。

エ 座席等車外から見える位置には、現金等の貴重品は置かないようにしましょう。

オ 走行中は、先行車が急停車しても追突を避けられる車間距離をとるよう運転手に指導しましょう。後方については、尾行車に気を配り、尾行された時は躊躇なく最寄りの警察署に直行する等臨機応変な回避行動をとりましょう。

カ 出先の交通事情については前もって調査し、一方通行や人通りの少ない脇道を避け、できるだけ交通量の多い大通りの中央寄りを走行するようにしましょう。

キ 運転手には、日頃から十分な安全運転教育を行うとともに、車両整備の重要性を認識させましょう。

(3) 事故発生時の措置

ア まず落ち着く

事故発生直後はパニックに陥りがちです。まずは落ち着きましょう。

イ 時間と場所及び相手の車両ナンバー等の確認

発生時間と現在地を確認しましょう。警察に通報する場合、この2点が不可欠です。また、相手の「車両ナンバー」を必ずメモしておきましょう。

ウ 負傷者の救護

不幸にして相手に怪我を負わせてしまった場合は、負傷者の救援を優先しましょう。

救急車の要請に関し、救護を要請してもなかなか来ない場合が多いので、タクシー等で負傷者を最寄りの病院へ搬送する方が良い場合もあるでしょう。

なお、自分が怪我をした場合は、相手を当てにせず、自ら必要な連絡をするようにして下さい。

エ 警察への通報

相手と過失の議論をする前に、まず警察へ連絡しましょう。警察署の管轄等が分からない場合は、警察通報用電話（１００又は１０３）へ電話しましょう。最寄りの警察署へ連絡してくれます。

警察への第一報は、「発生日時」「発生場所」「事故形態」「負傷者の有無」「現場措置」について連絡します。

警察官が到着したら、警察官の「所属」「階級」「氏名」を確認し、警察官の作成する「調書」（F I R : First Information Report）の写しの交付を請求して下さい。

警察は、関係者からの事情聴取と事故発生報告書を作成するだけで、重大事故を除き現場検証等はいりません。また、当事者に交通違反がある場合に裁判所に事件を送致（登録）しますが、「過失割合の認定」等はいりません。警察へ通報・処理を行うことで「保険金請求」の際に必要な「事故証明」を得ることができます。

オ 相手の確認と証拠保全の措置

相手の住所、氏名等は運転免許証等で必ず確認しましょう。ドライバーだけでなく、車のオーナーについても必ず確認しておきましょう。電話番号の確認は後の交渉のために不可欠です。（損害補填できるのはオーナーです。）

事後の過失の認定や損害程度を明確にするため、現場写真を撮影しておきましょう。また、後の交渉で有利に立つため、目撃者がある場合には状況に応じ可能な限り「住所・氏名・電話番号」を聞いておきましょう。

（４）注意すべき点

ア 保険

損害をカバーする車両保険に加入するようにしましょう。事故に巻き込まれ車両が破損しても、その被害が軽度であれば、保険で処理した方が賢明の場合もあるでしょう。

イ 運転手

信用できる現地人の運転手でも、大事故を起こした場合に現場から逃げてしまうことがあります。いざとなったら頼りにならないという心積もりが必要です。

ウ 身の安全が第一

人身事故の場合は、まず警察へ通報するとともに怪我をした相手に対する救護措置を執らなければなりません。万一野次馬等が暴徒と化し、取り囲まれるなど身の危険を感じる緊急性がある場合は、警察にその旨を通報した上でその場を離れ、最寄りの警察等安全な場所へ避難しましょう。インドでは事故そのものより野次馬の方が恐ろしいことがあります。

エ 不用意に相手方の車両に近づかない

飲酒運転が原因による事故など、事故の相手に故意や重大な過失がある場合、そのまま逃げようとする場合があります。不用意に相手の車に近寄り窓越しに対応しようとする、そのまま発進され轢かれるおそれがありますので、注意が必要です。

オ 安易な解決は避ける

一般に開発途上国では、現地人と外国人との間で交通事故が起きた場合、外国人側に責任を負わせる傾向にあります。事故後のトラブルが予想される場合は弁護士に依頼してきちんとした処理を行い、安易な解決は避けるようにしましょう。

現場では、証拠保全及び保険金請求のため、できるだけ事故現場を写真撮影するようにしましょう。また、過失の判断がつかないのに早計に過失を認めないようにしましょう。現場では落ち着いて事故の状況を確認し、相互に必要な連絡先等の情報を交換するだけにしましょう。示談は後日にするか、警察官が現場に来るまでは決して現場では交渉しないことです。

カ 調書作成

警察官が作成する調書について、必ず英語で作成させ、内容を確認した上でサインをしてください。現地語（タミル語、テルグ語等）で作成した場合や内容が納得いかない場合はサインすべきではありません。

キ 身柄を拘束された場合

治安当局に身柄を拘束された場合は、所属先、弁護士、総領事館への通報を依頼し、必要がある場合は総領事館員の派遣を依頼して下さい。

5. テロ・誘拐対策

(1) 犯行を防ぐための基本方針

ア 犯人が誘拐或いは襲撃を計画し、これを実行に移すまでには相当な準備期間を必要とします。誘拐が発覚した場合、厳罰を受けることから犯人側も周到な事前準備を行います。このため、不審に感じたら警戒感を高め、こちらが相当警戒していることを知らせれば、誘拐又は攻撃の対象リストから外される可能性が高くなります。「兆候の発見が発生防止の鍵」となりますので、直感で「何かおかしい」と思った場合は躊躇せず、防犯対策を講じるようにしましょう。

イ 日常生活の中で偶発的に起こり難い事案が連続して起こった場合は、犯人が仕掛けている可能性が高いことを認識し、安全が確認できるまで外出を見合わせましょう。また、不審な電話や尾行はないか、あるいは遠くからビデオを撮っている者がいないか等について周囲に目を配りましょう。

ウ 犯罪者やテロリストにとって、毎日同じ時間、同じルートを往来している者が最も狙いやすい標的です。会社への通勤及び通学の経路は、時折、経路、時間を変更しましょう。ほんの少し行動パターンを変えるだけでも効果的です。

エ 誘拐の電話があった場合、虚偽のものか或いは嫌がらせによるものかをいち早く確認できるよう、日頃から家族のスケジュールを把握しておきましょう。

オ 使用人に対しては、あまり先のスケジュールについて教えず、外出時間にできるだけ直近の外出スケジュールについてのみ教えましょう。また、帰宅予定時間についても同様に「遅くなっても〇時には帰ってくる」とだけ伝えましょう。

(2) 事件発生時の初動措置

ア 誘拐を認知した場合は、まず、事実関係の確認を行うことが肝要です。

最初に通報を受理した者から事情を聴取するとともに、大至急、当該者の所在を確認し、誘拐の真偽を確かめましょう。この場合、狂言の可能性

も考慮して、背景等について十分聴取する必要があります。

事実確認のポイントは、次のとおりです。

- ・当該者の行動予定、所在予定はどうなっていたか。予定場所に本人はいるか。
- ・当該者の行動、所在はいつの時点まで確認できるのか。それは誰がどのように確認したのか。
- ・尾行、不審電話等誘拐の前兆と思われることはなかったか。
- ・単なる失踪の可能性はないか。
- ・犯人側からメッセージがあれば、いつ、どこで、誰が発見し、その内容は何か。

イ 誘拐と確認された場合は、直ちに所属先本社に連絡するとともに、総領事館へ連絡して下さい。連絡する場合は、相手側がメモできるように、焦らず、整理して伝達しましょう。本社側からの指示があれば、復唱しながら確実にメモをとりましょう。

ウ 犯人からの次の連絡に備え、対応者の選定、ＩＣレコーダー等の録音機の設置、適切な対応を迅速に行うとともに、真犯人であるかどうかを判別するための聴取事項（被害者しか知り得ない個人的事項等）を決めておきましょう。また、犯人から電話を受理した場合には、先ず、本人との直接の会話を要求しましょう。その他聴取する事項については次のとおりです。

- ・誘拐したのは何時頃か。
- ・被害者はどのような状態で誘拐されたか（健康状態）。
- ・誘拐時、被害者はどのような服装であったか（真偽判別にも有効）。
- ・犯行の目的は何か。要求は何か（要求には即答せず、本社との相談が必要であることを伝える。）。

なお、犯人との会話は、事後捜査も考慮し、できるだけ長く犯人に話させるようにしましょう。また、犯人の声の特徴や背景音から犯人像や居場所を特定できる場合もありますので、犯人との会話を通じて判明した点を記載するためのチェックリストを作成しておくのもよいでしょう。

エ 新聞、テレビ等マスコミを通じて犯人側に情報が流れる可能性がありますので、勤務先の現地職員に対しても保秘を徹底しましょう。

オ 治安当局への通報は、管轄警察署等でなく、公的な高いルートで、犯人の気質、当該誘拐の計画性、タイミングを慎重に検討して行うようにしましょう。

カ 万一不幸にも誘拐されてしまった場合は、一般的には逃走或いは反撃のチャンスはないと認識し、抵抗したり、脱出を計ったりすることは避け、犯人の指示にできるだけ従い、挑発したり刺激したりしないようにしましょう。

キ テロによる爆弾予告等の脅迫電話を受理した場合も、先ず、脅迫の真偽を確認するため、いつどこに仕掛けたか等を聴取し、治安当局へ通報しましょう。相手が泥酔している場合や会社名や業務内容を知らない場合は、悪戯或いは適当な番号に掛けている可能性がありますので注意しましょう。但し、爆破予告の前後に社内で不審物件が発見された場合は、自ら確認することは避け、「踏むな。触るな。距離をとれ。」の爆発物３原則を遵守し、不審物件から離れてください。

ク 万一、付近で爆発らしき閃光を見たり、爆発音のような大音響を聞いた

りした場合は、すぐに、その場に伏せ、爆発時の爆圧、破片等の飛散から身体を防護する姿勢をとって下さい。また、爆発が発生した場合、現場に集まった治安機関職員や野次馬を狙った第二、第三の爆発が発生する場合がありますので、爆発現場には近づかないで下さい。

6. 緊急連絡先

総領事館、警察、消防署、病院、勤務先、友人・知人等の緊急の連絡先を平素から確認しておきましょう。

主要な緊急連絡先は次のとおりです。

- 警察 : 1 0 0
 - ・タミル・ナド州警察本部 : 0 4 4－2 8 4 4－7 7 0 1
 - ・アンドラ・プラデシュ州警察本部 : 0 8 6 3－2 3 4－0 4 7 3
 - ・テランガナ州警察本部 : 0 4 0－2 3 2 3－1 1 0 0
 - ・ケララ州警察本部 : 0 4 7 1－2 7 2－1 5 4 7
 - ・プドゥチェリー警察本部 : 0 4 1 3－2 3 3－8 8 7 6
 - ・チェンナイ市警 : 0 4 4－2 3 4 5－2 3 5 9
 - ・ハイデラバード市警 : 0 4 0－2 7 8 5－2 3 3 3
 - ・サイバラバード警察 : 0 4 0－2 7 8 5－3 4 1 2
(ハイデラバード市)
 - ・コチ市警 : 0 4 8 4－2 3 8－5 0 0 2
 - ・ティルバナンプラム市警 : 0 4 7 1－2 3 3－1 8 4 3
- 交通警察 : 1 0 3
 - ・チェンナイ事務所 : 0 4 4－2 3 4 5－2 3 6 2
 - ・ハイデラバード事務所 : 0 4 0－2 3 2 4－0 8 0 0
 - ・コチ事務所（東地区） : 0 4 8 4－2 3 4－4 8 5 2
 - ・コチ事務所（西地区） : 0 4 8 4－2 3 9－4 2 1 8
- 消防 : 1 0 1
 - ・タミル・ナド州消防本部 : 0 4 4－2 8 5 5－3 1 0 1
 - ・アンドラ・プラデシュ州消防本部 : 0 8 6 6－2 5 7－0 1 0 1
 - ・テランガナ州消防本部 : 0 4 0－2 3 4 4－2 9 4 4
 - ・ケララ州消防本部 : 0 4 7 1－2 3 2－0 8 7 2
 - ・プドゥチェリー消防本部 : 0 4 1 3－2 3 3－6 2 3 8
- 救急車 : 1 0 2、1 0 8
- 空港案内
 - ・チェンナイ空港案内 : 0 4 4－2 2 5 6－0 5 5 1
 - ・ハイデラバード空港案内 : 0 4 0－6 6 5 4－6 3 7 0
 - ・コチ空港案内 : 0 4 8 4－2 6 1－0 1 1 5
 - ・ティルバナンプラム空港案内 : 0 4 7 1－2 7 0－2 6 0 0
- F R R O（外国人登録事務所）
 - ・F R R O チェンナイ : 0 4 4－2 8 2 5－1 7 2 1
: 0 4 4－2 3 4 5－4 9 7 1
 - ・F R R O ハイデラバード : 0 4 0－2 9 8 8－0 3 7 4／0 3 7 5
 - ・F R R O コチ : 0 4 8 4－2 6 1－1 6 5 2

- ・ F R O ンデシェリ : 0 4 1 3 - 2 2 3 - 1 3 2 7
- 医療機関
 - ・ アポロ・スペシャリティ・病院（OMR）ジャパニーズヘルプデスク : 0 8 8 - 7 0 3 5 - 0 5 1 8
 - ・ アポロ病院（本院） : 0 4 4 - 2 8 2 9 - 0 2 0 0 / 3 3 3 3
 - ・ アポロ病院直通救急車 : 1 0 6 6
 - ・ M I O T 病院 : 0 4 4 - 4 2 0 0 - 2 2 8 8
1 0 5 7 1 0（緊急24時間）
 - ・ アチャリヤ歯科病院 : 0 4 4 - 2 8 2 7 / 2 8 2 2 - 4 1 1 4
0 4 4 - 4 9 5 0 - 1 1 0 0
- 在チェンナイ日本国総領事館
 - ・ 代表 : 0 4 4 - 2 4 3 2 - 3 8 6 0 / 6 1 / 6 2 / 6 3
 - ・ FAX : 0 4 4 - 2 4 3 2 - 3 8 5 9

開館時間：月～金曜日（休祭日を除く）の午前9時～午後5時45分
閉館時間帯は、自動応答サービス案内に従って御通話下さい。

Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

(1) 連絡体制の整備

ア 日本人会連絡網の活用

南インドでは、チェンナイ及びハイデラバードの日本人会において、緊急連絡網を作成しています。平素からこれら連絡網に基づく緊急連絡体制を確認しておいて下さい。

また、連絡網に誤りがある場合、又は転勤、転居等により電話番号等に変更があった場合には、速やかに日本人会にご一報下さい。

イ 家庭及び企業内における緊急連絡方法

緊急事態はいつ起こるかわかりません。家庭及び企業内における連絡方法を予め決めておいて下さい。また、お互いの所在を極力明確にしておきましょう。

ウ 総領事館及びその他からの情報提供

緊急事態発生時には、総領事館より緊急連絡網等を通じて情報を提供するとともに必要な連絡を行います。一方、電話回線が使用できなくなる場合には、NHK海外放送により連絡を行うことがありますので、短波放送が受信可能なラジオ（電池の準備も忘れずに）を準備されることをお勧めします。

※ NHK短波ラジオ放送（NHKワールド・ラジオ日本：日本語）
当地放送時間（周波数）

: 午前2時00分～午前4時00分（15755kHz）

: 午後1時00分～午後2時00分（9795kHz）

（<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/howto/> 参照）

エ 在留届の提出

在留届は、外務省が海外にいる日本人の実態を把握したり、海外で邦人が巻き込まれたことが危惧される緊急事態やその他の事件・事故が発生し

たときなど、総領事館が在留邦人の安否を確認し支援を行ったり、メールによる迅速な情報提供を行う際に欠かせない資料です。当地に3か月以上滞在される方は同居家族を含め、総領事館に在留届を提出して下さい。在留届は外務省ホームページからの電子届出が可能です。また、滞在予定3か月未満の方は「たびレジ」への登録によって同様の情報・連絡等を受けることができます。

(2) 一時避難場所及び緊急避難先

ア 一時避難場所の検討

騒乱等に巻き込まれることのないよう常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集して危険な場所には近づかないよう心掛けて下さい。また、騒乱等が拡大する可能性が高い場合に備え、勤務先、通勤途上、出張先、自宅等とりあえずの避難場所として、外部との連絡が可能となる適切な場所を予め定めておいて下さい。

イ 緊急避難先

緊急事態発生時の状況に応じて、総領事館及び公邸の敷地、または総領事館から指定する避難先への集結を要請することがあります。避難先の位置・避難ルート等の確認のため主要都市の地図を用意しておきましょう。

(3) 緊急事態における携行品等、非常用物資の準備

ア 旅券、現金等の保管

旅券、身分証明書、現金、貴金属等の貴重品は、直ちに持ち出せるよう、予めまとめて保管しておいて下さい。

イ 非常用物資の備蓄

緊急時には、一定期間自宅で待機を要請することもありますので、非常用食料、水（ペットボトル）、医薬品、燃料等を最低限10日分程度備蓄されることをお勧めします。

また、災害等の緊急事態発生時につき、電気等が使用出来ない状況になることが想定される為、携帯電話等の充電に供することが出来る携帯型バッテリーを備えておくことを推奨します。

2. 緊急時の行動

(1) 基本的心構え

緊急事態が発生し又は発生する可能性がある場合には、総領事館から現在の情勢及び対処方法について緊急連絡網等を通じて随時通報します。噂等に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりしないよう平常心で対応するよう心掛けて下さい。

(2) 情勢の把握

ア 領事館からの通報方法

当総領事館からは、電話或いは緊急一斉メール、SMS等により随時連絡します。

イ テレビ・ラジオ放送

緊急事態発生の際には、現地テレビ・ラジオ、海外報道、衛星放送テレビの視聴による情報収集を各自心掛けて下さい。NHK海外放送（ラジオ日本）、BBCなどの短波放送も有効な情報収集手段となりますので、身近にご用意することをお勧めします。

(3) 総領事館への通報

ア 情報の共有

騒乱等の現場の状況について情報を入手した場合は、逐次総領事館に通報するようお願いします。これら情報は関係する邦人にとって貴重な情報となります。

イ 身体、生命に危険が及ぶ場合

本人や家族又は他の邦人の生命、身体、財産が危害を受け、または危害を受ける恐れがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を総領事館に通報して下さい。

3. 国外への退避

(1) 所在の通報

事態が悪化し、各自又は派遣先の企業等の判断により、あるいは総領事館からの要請により、帰国もしくは第三国へ退避する場合は、その旨を総領事館へ通報して下さい。総領事館への連絡が困難な場合は、日本の外務省海外邦人安全課（外務省代表 03-3580-3311）へ通報するようお願いします。

(2) 退避勧告が発出された場合

総領事館より「退避勧告」が発出された際には、一般商業便が運航している間に可能な限り早急に国外へ退避して下さい。一般商業便の運航が停止し、あるいは満席で座席を確保できない場合は、臨時便または可能であればチャーター機を利用して国外に退避して下さい。（日本政府によるチャーター便の場合、通常片道エコノミー正規料金の支払いが必要となります。）

(3) 退避のための集結

事態が切迫し、総領事館より退避又は避難のための集結が要請された場合には、総領事館が指定した緊急避難先に速やかに集結して下さい。（避難先へ移動するより国外に退避する方が容易である方、又は遠隔地に居住しており集結が困難な方を除きます。）

その際しばらくの間、避難先で待機する必要がある場合も想定されますので、可能な限り前記1.（3）イの非常物資を持参して下さい。一方で、緊急時には身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限度にとどめて下さい。

4. 緊急事態に備えたチェックリスト

(1) 旅券等

旅券については、常時6か月以上の残存有効期間があることを確認しておいて下さい。また、旅券最終頁の「所持人記載欄」も漏れなく記載し、下段に血液型（Blood type）を記入しておくとうよいでしょう。

(2) 現金、貴金属、預金通帳等有価証券、クレジットカード

貴重品は、旅券同様すぐに持ち出せるように保管しておいて下さい。現金は家族全員の近隣諸国までの渡航費用及び10日間程度生活できる外貨、また当面必要な現地通貨を最低限用意しておくことをお勧めします。

(3) 自動車の整備

自動車については、不測の事態に備え、確実に機能するようメンテナンスを心掛け、常時十分な燃料を補給しておくとともに、車内には、懐中電灯、地図等を備えておきましょう。

(4) 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記（１）～（３）に加え、一般的には次の携行品を念頭に、直ちに持ち出せるよう準備して下さい。

- ・衣類、着替え
- ・履物（運動靴等行動に便利なもの）
- ・洗面用具
- ・非常用食料

自宅から他の緊急避難先へ退避する場合にも、インスタント食品、缶詰類等の保存食及びミネラルウォーターを入れた出来る限り大型の水筒を携行するようにして下さい。

- ・医薬品等
- ・ラジオ

NHK海外放送（ラジオ日本）、BBC等の短波放送及びFM放送が受信できる電池式（電池の予備も忘れないようにして下さい。）のラジオを用意しましょう。

- ・電池・モバイルバッテリー
- ・その他

懐中電灯、固形燃料、ライター、ろうそく、ナイフ、紙製の食器、簡易の炊事道具等を用意しておきましょう。

IV. おわりに

本手引きでは当地で安全に生活するために最低限度必要と思われることを列記しましたが、海外における安全対策の基本は、何と言っても現実に生活している皆様方ご自身が、日頃から安全に対する注意を怠らないようにすることです。本手引きが少しでも当地の実情に根ざした安全対策に役立つよう心から願っています。

付録 1 : 緊急事態に備えて

以下の事項を記入して携行すると緊急事態に役立ちます。

氏 名:

生 年 月 日:

旅 券 番 号:

発行年月日:

発 行 官 庁:

そ の 他:

血液型

型

(緊急時の連絡先及び本人との関係)

氏 名:

関 係:

住 所:

電 話 番 号:

(渡航先の日本大使館または総領事館の連絡先)

在 (大使・総領事) 館:

TEL

在 (大使・総領事) 館:

TEL

在 (大使・総領事) 館:

TEL

付録 2 : 交通事故通知書

警察署で事故届をする場合の必要事項です。車内に入れておきましょう。

A c c i d e n t I n f o r m a t i o n F o r m

Date of accident (事故発生年月日) _____

Time of accident (事故発生時刻) _____

Place of accident (発生場所) _____

Owner's Full Name (所有者氏名) _____

Driver's Full Name (運転者氏名) _____

Address (住所) _____

Phone Number (電話番号) _____

Home (自宅) _____

Business (勤務先) _____

Driver's licence No. (運転免許証番号) _____

State of issue (免許発行地) _____

Date of birth (生年月日) _____

Licence Plate No. (ナンバープレート) _____

Model year (型/年式) _____

Make (製造会社) _____ Color (色) _____

Name of insurance company (保険会社) _____

Vehicle insurance policy No. (保険番号) _____

Parts of vehicle damaged (損傷箇所) _____

Name of person injured (負傷者氏名) _____

Name of witness (目撃者) / Address (住所) _____

Describe what happened (事故状況) _____